

再就職等監視委員会の活動状況

(平成25年度)

1. 委員会の開催状況

再就職等監視委員会を、計15回開催し、再就職等規制違反の疑いのある行為に関する調査結果、再就職等規制に係る諸制度などに関して議論を行った。

2. 再就職等規制違反行為に関する調査状況

国家公務員法第106条の25の規定に基づき公表される再就職情報、当委員会に寄せられた情報等の精査を行い、営利企業等への再就職の経緯に疑義がある場合や再就職等規制違反の疑いがある場合には、再就職した職員OBや人事当局、再就職先の営利企業等などに対する個別の調査を行った。

なお、再就職等規制違反行為に関する任命権者調査及び当委員会の調査において、特定の職員OBを念頭に置いた公募手続による採用、ハローワークの不適切な利用、離職情報の管理における不適切な対応が見受けられたことから、各府省等に対して文書による注意喚起を行った。

3. 再就職等規制に関する周知活動

当委員会において平成25年3月に認定した再就職等規制違反行為を踏まえ、再就職等規制に関するパンフレットやリーフレットを改訂、配布するとともに、各府省等に対し、職員や職員OB及び関連団体への再就職等規制の周知と違反情報提供の呼びかけを行うよう依頼した。また、各府省の本府省や地方支分部局等(全国9箇所)の人事担当者を対象に、再就職等規制の説明会を実施し、制度の周知徹底を図った。

さらに、各都道府県や各政令指定市等における経済団体に対しても、会員企業等への再就職等規制の周知や違反情報の提供の呼びかけを行うよう協力を依頼し、これを受けて、各経済団体の会報誌等に再就職等規制の内容や違反情報の提供窓口が掲載されたほか、会員企業等に再就職等規制に関するリーフレットの配布などが行われた。